

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則の概要

横浜市建築局

1 緑化等の方法（第3条）

緑化等の義務（条例第5条）における緑化等を行う部分と緑化等の方法について定めます。

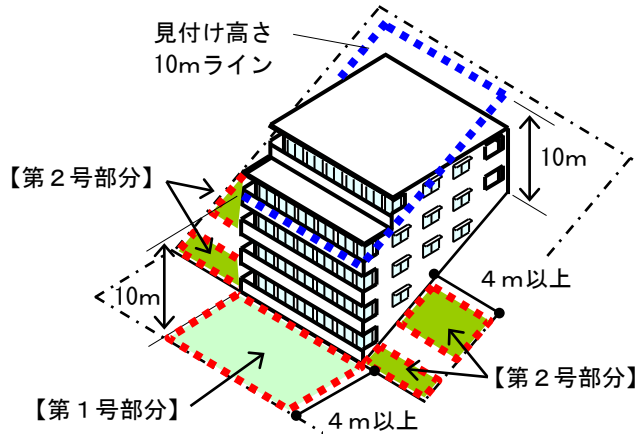
◇ 緑化等を行う部分

【第1号部分】

地下室建築物が地表面と接する敷地の最も低い部分

【第2号部分】

地下室建築物の見付け高さが、規則別表で定める数値を超える部分



最高限第1種高度地区	10m
最高限第2種高度地区	12m
最高限第3種高度地区	15m
最高限第4種高度地区	20m
最高限第5種高度地区	20m
最高限第6種高度地区	20m
最高限第7種高度地区	31m
市街化調整区域	10m

規則で定める地区又は地域における数値

緑化等を行う部分のイメージ（最高限第1種高度地区の場合）

【特例1】第1号及び第2号部分の面積が、敷地面積の10%未満の場合

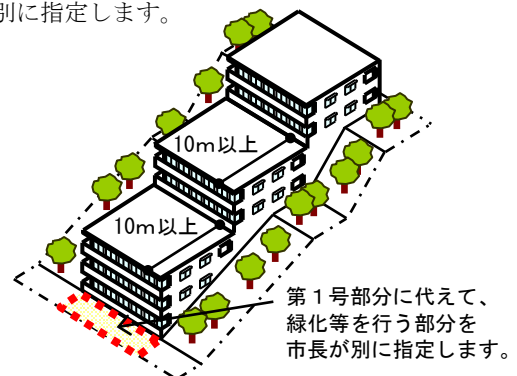
→第1号及び第2号部分に加えて、緑化等を行う部分を市長が別に指定します。

【特例2】第1号又は第2号部分が、地下室建築物が周辺の住環境に与える圧迫感の少ない位置にある場合

→第1号又は第2号部分に代えて、緑化等を行う部分を市長が別に指定します。

「圧迫感の少ない位置にある場合」とは、

- ①第1号又は第2号部分の外壁面の長さが4m未満の場合
- ②第1号部分に面する地下室建築物の見付け高さが、規則別表で定める数値を超えない場合
- ③階段状の地下室建築物（外壁面が10m以上ごとに後退しているものに限ります。右図参照）の下部に位置する場合
- ④広幅員の道路等に面している場合とします。



◇ 緑化等の方法

- ・樹木を敷地の境界線に接し、帯状に配置すること
- ・緑化等を行う4m以上の空地20㎡につき、高木（高さ3m以上の樹木）を1本以上、中木（高さ1m以上3m未満の樹木）を5本以上植えること

2 斜面地開発行為の関する工事における書類等の様式（規則 第4条～第6条）

工事着手前に提出する書類：「斜面地開発行為に関する工事着手届出書」

工事完了後に提出する書類：「斜面地開発行為に関する工事の計画適合確認申請書」

施行期日 平成16年6月1日

3 お問い合わせ先

相談内容		担当課		電話番号
斜面地開発行為 の計画について	市街化区域	宅地審査課	緑/青葉/都筑	045-671-4515
			港南/磯子/金沢/戸塚/栄	045-671-4516
			南/保土ヶ谷/旭/瀬谷/泉	045-671-4517
			鶴見/神奈川/西/中/港北	045-671-4518
	市街化調整区域	調整区域課	鶴見/神奈川/中/南/旭/港北/瀬谷/緑/泉	045-671-4521
			西/港南/磯子/保土ヶ谷/金沢/戸塚/栄/青葉/ 都筑	045-671-4522
規則の内容について		建築企画課		045-671-2933